

## 蒲郡市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地震による住宅の倒壊による居住者の生命の安全を守るため、高齢者等が居住する住宅へ耐震シェルターを設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関して、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「耐震シェルター」とは、建物の上部構造評点の向上に寄与しない工法で、住宅が倒壊しても安全な空間が確保できる住宅内に設置する箱型の構造物として、国、地方公共団体及び耐震促進化を目的とする関係機関が奨励したもので、市長が別に定めるものをいう。

2 この要綱において「代理受領」とは、蒲郡市建築住宅課の所管する補助金代理受領に関する事務取扱要綱（令和3年4月1日施行。以下「代理受領要綱」という。）に基づき、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）と補助金に関する事業に係る工事及び委託に係る契約を締結した者（以下「事業者」という。）が、申請者の委任を受け当該補助金の交付の請求及び受領をすることをいう。

### (補助対象住宅)

第3条 補助の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内において、昭和56年5月31日以前に在来又は伝統工法で建築された2階建て以下の木造住宅（延べ面積の2分の1以上が住宅の用に供されているものをいう。以下同じ。）であること。
- (2) 蒲郡市が実施する無料耐震診断を受診し、その総合評価の上部構造評点が1.0未満であること。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 対象住宅の所有者又は使用者（当該所有者が承諾したものに限る。）
- (2) 市税に滞納のない者

- (3) 既に、当該耐震シェルターの設置補助又は蒲郡市の耐震改修補助の交付決定を受けていない者
- (4) 65歳以上の高齢者のみで構成された世帯又は身体障害者手帳2級以上所持者が含まれる世帯に属する者  
(補助の制限)

第5条 補助の対象となる耐震シェルターの台数は、補助対象者に対して補助対象住宅1戸当たり1台とする。

(補助対象経費及び補助金額)

第6条 補助金の交付対象経費は、耐震シェルターの購入費及び運搬費その他設置に要する費用（当該床下工事等の付帯工事に係るものは除く。以下「対象経費」という。）とする。

2 補助金の額は、対象経費の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）とし、250,000円を限度とする。

(交付申請及び決定)

第7条 申請者は、あらかじめ、蒲郡市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付申請書（第1号様式）に、必要な関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、適當と認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を蒲郡市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。また、設置着手後、必要に応じて現地確認を行うことができる。

(事業の変更及び中止)

第8条 申請者は、申請内容を変更する必要が生じたとき又は耐震シェルターの設置を中止しようとするときは、蒲郡市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付変更・中止承認申請書（第3号様式）に、必要に応じて関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、適當と認めたときは、補助金交付の変更・中止を決定し、その旨を蒲郡市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付変更・中止承認通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(完了実績報告)

第9条 補助金交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該耐震シェルターの設置工事が完了したときは、蒲郡市木造住宅耐震シェルター設置事業完了実績報告書（第5号様式）に必要な関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する報告書の提出期限は、設置工事の完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金交付の決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までとする。

（補助金の確定）

第10条 市長は、前条第1項の規定による報告があったときは、必要に応じて実地検査を行い、その内容を審査の上、適正と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、蒲郡市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金確定通知書（第6号様式）によりその旨を補助決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定による通知を受けた補助決定者は、補助金を請求するときは、速やかに蒲郡市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金支払請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する補助金の支払請求書の提出があったときは、補助決定者に補助金を交付する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、代理受領を行う場合は、代理受領要綱の規定に基づき、事業者に補助金を交付する。

（報告及び検査等）

第12条 市長は、この要綱による補助金の交付に関し必要があると認めるときは、補助決定者に対して報告を求め、又は検査し、若しくは調査することができる。この場合において、補助決定者は、これに協力しなければならない。

（電子情報処理組織による手続の特例）

第13条 市長は、この要綱に定める手続については、蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年蒲郡市条例第44号）及び蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則（平成18年蒲郡市規則第71号）の例により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。